

市場急変動を受けた米国ハイ・イールド債券市場の最新動向

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）、
（資産成長型）D（為替ヘッジなし）

フィデリティ投信株式会社



当ファンド特設サイトを是非ご覧ください！



こちらから弊社HP内の特設サイトへアクセスしていただけます。

当資料のポイント

Point 1

年初来で相対的に底堅い推移が続く
米国ハイ・イールド債券

Page 1

Point 2

過去、スプレッド急拡大後や高い利回り
水準からは好リターンの傾向

Page 2

Point 3

過去の景気後退期および危機時において
相対的な優位性が際立つ

Page 3



年初来で相対的に底堅い推移が続く米国ハイ・イールド債券

米国株式に比べて下落幅は限定的にとどまる

年初来のリターン推移

2025年4月10日時点



(注) LSEGよりフィデリティ投信作成。期間は2024年12月31日～2025年4月10日。期初を100として指数化。トータル・リターン、米ドルベース。米国ハイ・イールド債券はICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、米国株式はS&P500種指数。

- トランプ政権の関税策を受けて大幅に下落した米国株式に対して、米国ハイ・イールド債券は年初来で約2%の下落にとどまっています。下落前から米国ハイ・イールド債券の利回りは過去10年平均より高く、益利回り等で割高さが目立っていた米国株式との違い*が背景にあるとみられます。

*利回り(2025年3月末): 米国ハイ・イールド債券7.9%・米国株式4.8%、(2015年3月末～2025年3月末の平均値): 米国ハイ・イールド債券7.0%、米国株式5.5%。米国株式は益利回り(12カ月先予想株価収益率(PER)の逆数)を使用。各指数は上記と同じ。

スプレッドは昨年の急拡大時の水準を超えて拡大

(ベースポイント・bp)

米国ハイ・イールド債券のスプレッド推移(過去1年間)

2025年4月10日時点



(注) LSEGよりフィデリティ投信作成。期間は2024年4月10日～2025年4月10日。米国ハイ・イールド債券はICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。オプション調整後スプレッド。

- 米国株式対比での下落幅は抑制されている一方、スプレッド(国債との利回り差)は急拡大しています。2024年8月に株式市場が急落した際もスプレッドは拡大しましたが、その後今年2月にかけて過去最低水準まで縮小していたことの反動もあり、足元はより急速かつ大幅な拡大となりました。

(注) 当資料作成時点の見方です。今後予告なく変更されることがあります。

市場急変動を受けた米国ハイ・イールド債券市場の最新動向

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）、
（資産成長型）D（為替ヘッジなし）

フィデリティ投信株式会社



過去、スプレッド急拡大後や高い利回り水準からは好リターンの傾向

足元のスプレッド拡大は過去11番目の大きさ、今後の良好なリターンが期待される

スプレッド週次変化幅の上位11局面、
および各局面からの1年リターン

	局面	市場イベント	週次スプレッド変化(bp)	1年リターン
1	2008年10月10日	リーマン・ショック	292	43%
2	2020年3月20日	コロナ・ショック	279	30%
3	2008年11月21日	リーマン・ショック	260	66%
4	2008年10月3日	リーマン・ショック	194	26%
5	2020年3月13日	コロナ・ショック	167	17%
6	2020年2月28日	コロナ・ショック	138	8%
7	2009年3月6日	リーマン・ショック	137	64%
8	2008年12月5日	リーマン・ショック	121	69%
9	2001年9月14日	ITバブル崩壊	111	-3%
10	2011年8月12日	欧州債務危機	106	13%
11	2025年4月4日	トランプ政権関税策	98	?

1年リターン
平均値

33%

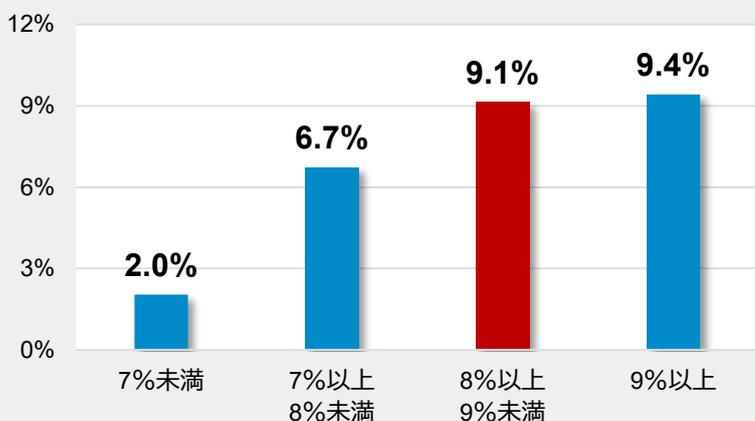
(注)RIMESよりフィデリティ投信作成。1997年1月3日～2025年4月4日。トータル・リターン、米ドルベース。局面は各週の金曜日基準。オプション調整後スプレッドを使用。1年リターンは各局面からの52週間のリターンで計算。ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。

- 足元のスプレッド拡大の動きは歴史的にも顕著で、過去の週次ベースで11番目に大きな変化となりました。米国ハイ・イールド債券市場は悪材料を早期に織り込む傾向があり、過去スプレッドが急拡大してからの1年リターンは、概ね良好な結果*がみられました。

*上記の表では、ITバブル崩壊時のみマイナスリターンとなりました。株式市場の調整が長引いたことや(次ページの通り底値を付けたのが2002年9月)、米国ハイ・イールド債券の下落が限定的だったことで急反発もみられずに一定期間はもみ合い推移となったことが背景として考えられます。

利回り水準に比例して将来リターンは高くなる傾向

米国ハイ・イールド債券の利回り水準別1年リターン平均値



(注)RIMESよりフィデリティ投信作成。1996年12月末～2025年3月末。トータル・リターン、米ドルベース。ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。利回り水準別の1年リターンを月次ローリングで集計。

- 米国ハイ・イールド債券指数の利回りは、足元(4月10日時点)で8.6%と、2月末の7.4%から1%以上も高まりました。
- 過去、利回りが8%以上9%未満の時に投資した場合の1年リターン平均値は9.1%と、7%未満からの投資に比べ4倍以上のリターンとなりました。
- 利回り上昇により将来の金利収入増加が期待され、またデフォルトしない限りは価格が100に収れんするという債券としての性質から、価格上昇の追い風も受ける可能性があります。

(注)当資料作成時点の見方です。今後予告なく変更されることがあります。

市場急変動を受けた米国ハイ・イールド債券市場の最新動向

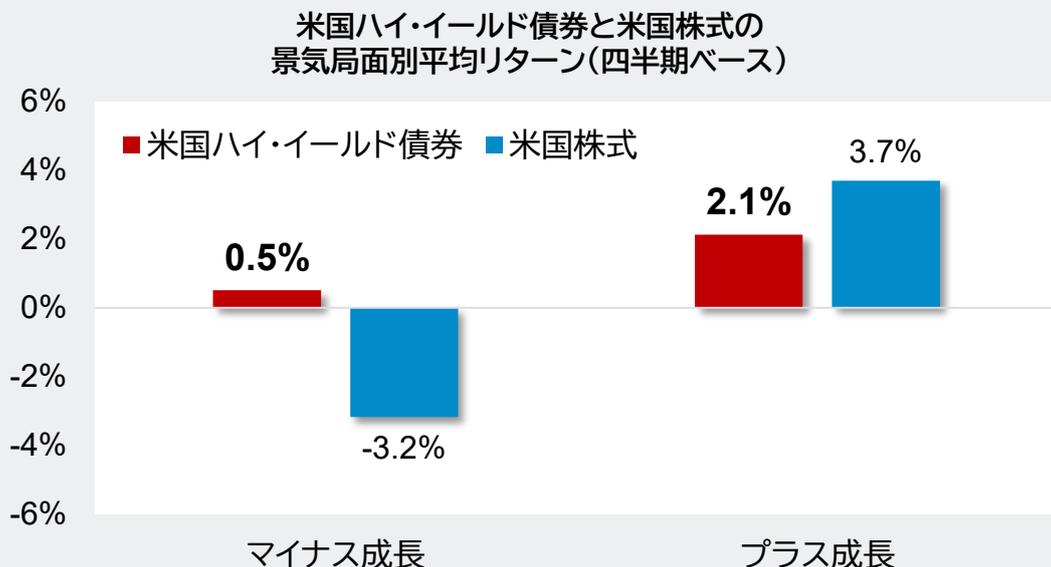
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）、
（資産成長型）D（為替ヘッジなし）

フィデリティ投信株式会社



過去の景気後退期および危機時において相対的な優位性が際立つ

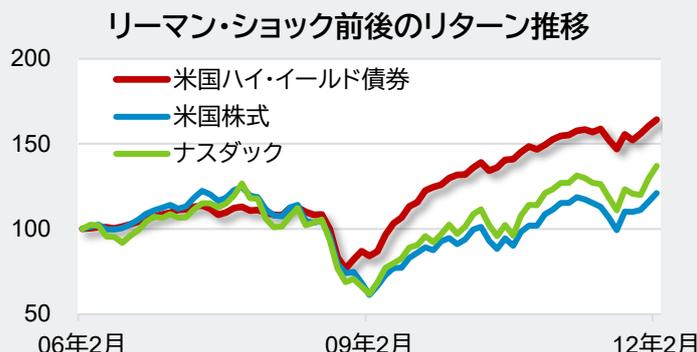
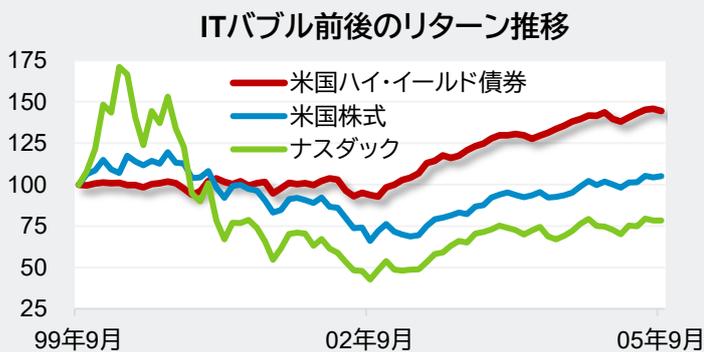
米国ハイ・イールド債券はマイナス成長時にも平均でプラスのリターン



(注) RIMES、LSEGよりフィデリティ投信作成。期間：1988年第1四半期～2024年第4四半期。米国の実質GDP成長率(前期比年率)が0%未満をマイナス成長、0%以上をプラス成長として分類。成長率による分類ごとの四半期リターンの平均値。米国ハイ・イールド債券はICE BofA USハイ・イールド・インデックス、米国株式はS&P500種指数。トータル・リターン、米ドルベース。

- トランプ政権の関税策により、市場では景気後退への懸念が強まっていますが、過去の景気局面別のリターンをみると、**米国ハイ・イールド債券はマイナス成長においても平均リターンはプラスとなりました。**今後、景気が悪化する場合にも、**金利収入によるリターンの安定性が期待されます。**

米国ハイ・イールド債券は危機時の下落幅が小さく、回復が早かった



ボトムから危機前高値に戻した期間(ITバブル)	
米国ハイ・イールド債券	4カ月
米国株式	4年1カ月
ナスダック	12年2カ月

ボトムから危機前高値に戻した期間(リーマン・ショック)	
米国ハイ・イールド債券	9カ月
米国株式	3年1カ月
ナスダック	2年0カ月

(注) RIMES、LSEGよりフィデリティ投信作成。米国ハイ・イールド債券はICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、米国株式はS&P500種指数、ナスダックはナスダック総合指数。トータル・リターン(左のナスダックのみプライス・リターン)、米ドルベース。期初を100として指数化。期間は左が1999年9月末～2005年9月末、右が2006年2月末～2012年2月末。ナスダックの危機前高値は危機前の全期間ではなく、グラフ内掲載の期間における高値。

(注) 当資料作成時点の見方です。今後予告なく変更されることがあります。

市場急変動を受けた米国ハイ・イールド債券市場の最新動向

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）、
（資産成長型）D（為替ヘッジなし）

フィデリティ投信株式会社



運用チームの見方：保守的なポートフォリオが奏功、当面は慎重に投資機会を模索



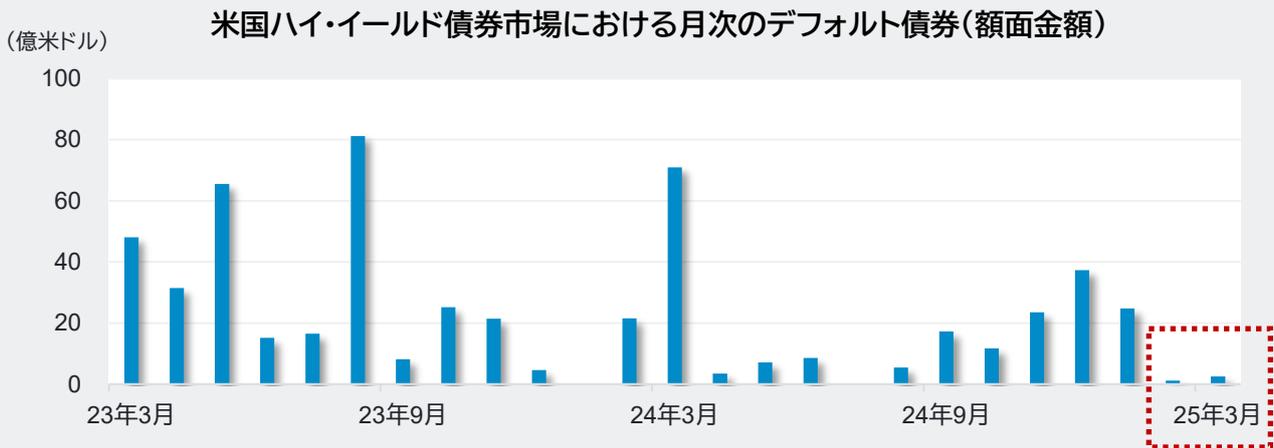
ポートフォリオ・マネージャー
ハーリー・ランク

現在の市場見通し

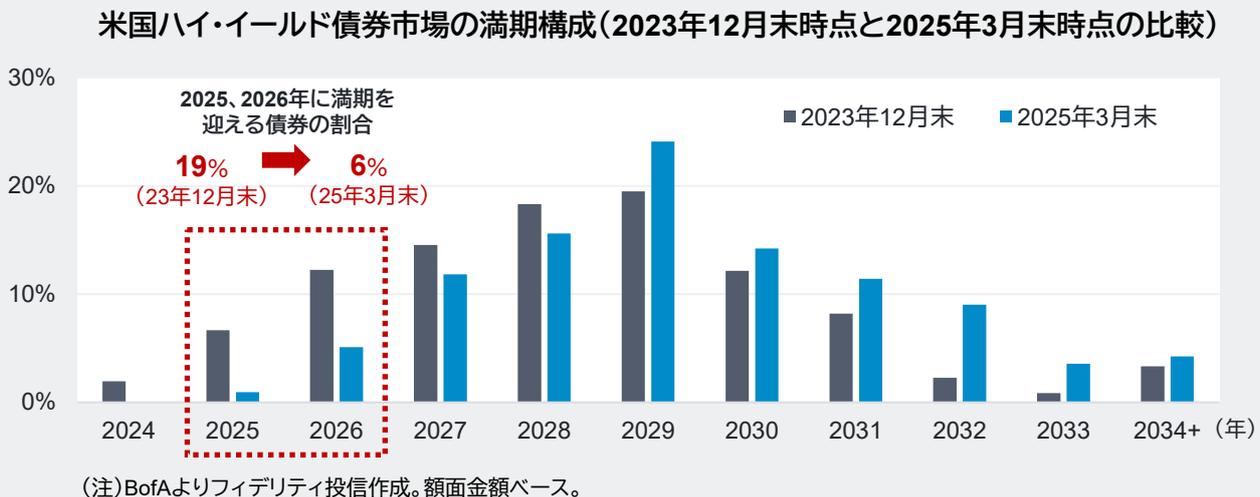
- トランプ政権の関税策を受けた混乱によりビッド・アスク・スプレッド*が拡大するなか、迅速なトレードが難しく、備えが不十分であったファンドには特に苦しい局面と言えます。当ファンドでは、**スプレッド拡大を見越して投資適格債券やキャッシュを多めに保有していたため、市場の急変動の影響を一定程度抑制できました。**
- 今回の関税策で直接的に影響を受けやすいのが小売業等の輸入に大きく依存するセクターです。当ファンドでは、**金融、通信、公益、テクノロジー等をオーバーウエイト**しており、それらは相対的に影響を受けづらいセクターと考えられます。
- これまでと同様に、市場の変動により本質的価値から乖離する銘柄へ投資する準備はできていますが、今回の環境変化には慎重な考慮も必要とみており、現時点では**拙速な判断は避けて注意深く投資機会を探るべき**と考えています。

*買値と売値の差のことで、この差が大きいほど取引にかかるコストが上昇することを表します。

（ご参考）直近2カ月でデフォルトとなった債券は非常に少なく、健全な企業ファンダメンタルズを反映



（ご参考）良好な市場環境下での積極的な借り換えにより、目先で満期を迎える債券の割合が低下



（注）当資料作成時点の見方です。今後予告なく変更されることがあります。

上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もししくは示唆するものではありません。6ページ目以降を必ずご確認ください。

市場急変動を受けた米国ハイ・イールド債券市場の最新動向

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）、
（資産成長型）D（為替ヘッジなし）

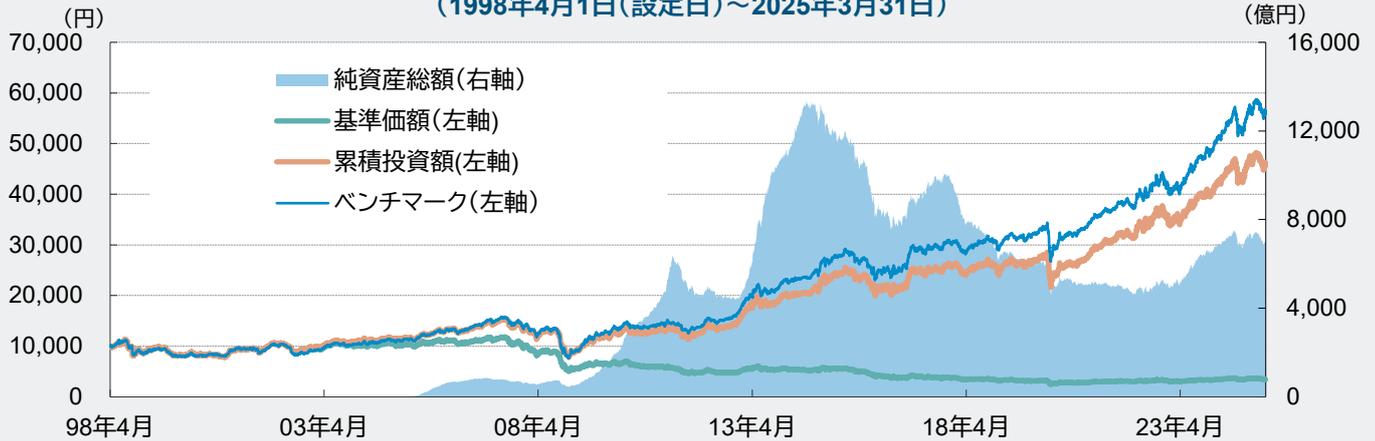
フィデリティ投信株式会社 



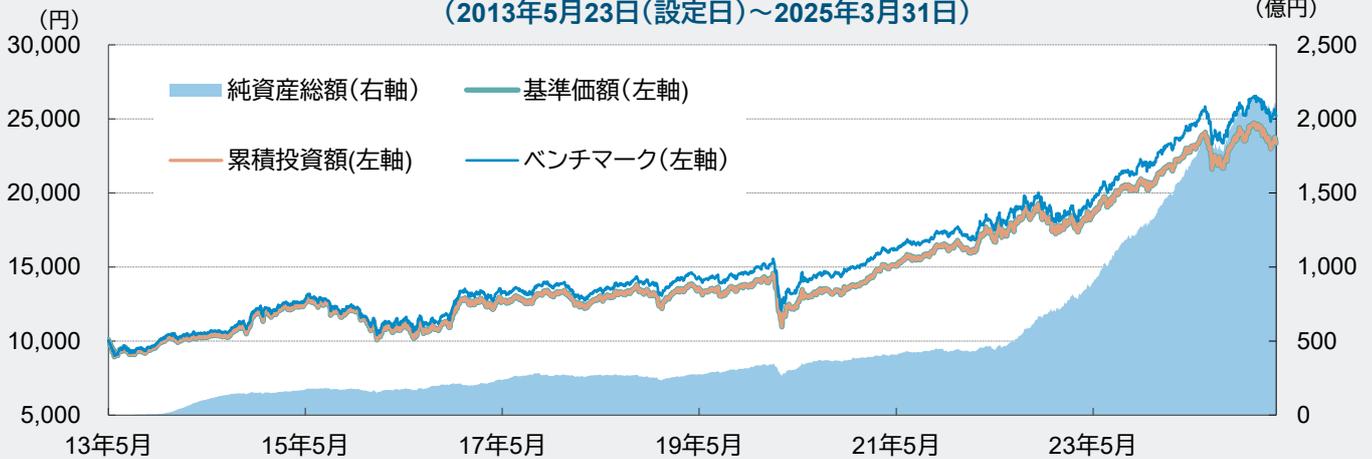
「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」の運用実績

- 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）」は1998年4月1日に運用を開始し長期の運用実績を持っています。
- 2013年5月23日には、毎月分配を行わない「（資産成長型）D（為替ヘッジなし）」の運用を開始しました。

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）
（1998年4月1日（設定日）～2025年3月31日）



フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）
（2013年5月23日（設定日）～2025年3月31日）



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。ベンチマークはファンド設定日前日を10,000円として計算しています。※ベンチマークはICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算）。※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

LSEG Lipper Fund Awards
Winner 2025 Japan

『フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）』は、
LSEG リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2025
（分類：債券型 米ドル ハイイールド）評価期間5年、10年において
「最優秀ファンド」に選出されました。

LSEG リッパー・ファンド・アワードは毎年、多くのファンドのリスク調整後リターンを比較し、評価期間中のパフォーマンスが一貫して優れているファンドと運用会社を表彰いたします。
選定に際しては、「Lipper Leader Rating（リッパー・リーダー・レーティング）システム」の中の「コンシスタント・リターン（収益一貫性）」を用い、評価期間3年、5年、10年でリスク調整後のパフォーマンスを測定いたします。評価対象となる分類ごとに、コンシスタント・リターンが最も高いファンドにLSEG リッパー・ファンド・アワードが贈られます。詳しい情報は、lipperfundawards.comをご覧ください。LSEG Lipperは、本資料に含まれるデータの正確性・信頼性を確保するよう合理的な努力をしていますが、それらの正確性については保証しません。

投資方針・ファンドのリスク

投資方針

- 1 米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド債券）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 2 格付けに関しては、主に、Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（S&P社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 3 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- 4 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 5 高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。
- 6 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 7 マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

※（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）／（資産成長型）D（為替ヘッジなし）は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」の投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの主なリスク内容について

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。

金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

エマージング市場に関わる留意点

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

ベンチマークに関する留意点

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。
 ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。



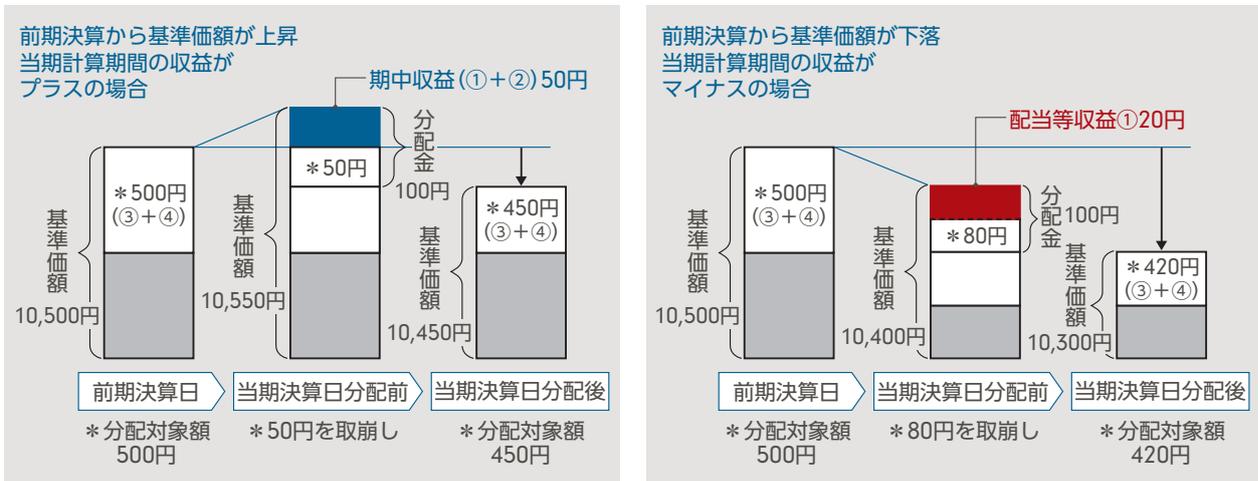
- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
 - 「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 - 「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド

(毎月決算型)B(為替ヘッジなし)／(資産成長型)D(為替ヘッジなし)
追加型投信／海外／債券

商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社 フィデリティ投信株式会社
インターネットホームページ <https://www.fidelity.co.jp/>
電話番号 0570-051-104 受付時間:営業日の午前9時～午後5時

お申込みメモ

信託期間 (毎月決算型)B(為替ヘッジなし):原則として無期限(1998年4月1日設定)
(資産成長型)D(為替ヘッジなし):原則として無期限(2013年5月23日設定)
ベンチマーク ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)
収益分配 (毎月決算型)B(為替ヘッジなし):原則、毎月22日、(資産成長型)D(為替ヘッジなし):原則、毎年5月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額
ご換金代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。
申込締切時間 原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金申込不可日 ニューヨーク証券取引所の休業日においては、スイッチングを含めお申込みの受付は行ないません。
換金制限 ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
スイッチング 販売会社によっては、各コース間にてスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に税金がかかります。
※なお、販売会社によってはスイッチング手数料がかかる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ファンドに係る費用・税金

購入時手数料 **3.30%(税抜3.00%)を上限**として販売会社がそれぞれ定める料率とします。
換金時手数料 なし
運用管理費用(信託報酬) (毎月決算型)B(為替ヘッジなし):純資産総額に対し**年率1.738%(税抜1.58%)**
(資産成長型)D(為替ヘッジなし):純資産総額に対し**年率1.65%(税抜1.50%)**
その他費用・手数料
・組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。(運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。)
・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより支払われます。(ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。)
税金 原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

信託財産留保額

なし
※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。(資産成長型)D(為替ヘッジなし)は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。(毎月決算型)B(為替ヘッジなし)は、NISAの対象ではありません。
※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

委託会社 フィデリティ投信株式会社
【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号
【加入協会】一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
運用の委託先 FIAM LLC(所在地:米国)
販売会社 販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス:<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。

●当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
●投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
●フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(毎月決算型)B(為替ヘッジなし)／(資産成長型)D(為替ヘッジなし)が投資を行なうマザーファンドは、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド債券)を投資対象としていますが、株式を含むその他の有価証券に投資することもあります。
●ファンドの基準価額は、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。特にハイ・イールド債券については上位に格付けされた債券に比べて、私払い・元本返済の不履行または遅

延等のいわゆるデフォルト・リスクが高い傾向にあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
●ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
●投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
●当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
●当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
●当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(毎月決算型)B(為替ヘッジなし) 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社SMBC信託銀行 ※一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○			
株式会社関西西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○		
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○	○		○
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
ソニー生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第532号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
ほくほく証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コーポレ ーション・リミテッド(香港上海銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJJeスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

■フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(資産成長型)D(為替ヘッジなし) 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○		
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○	
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○	○	○
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3299号	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○	○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○		○
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○		
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○	
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○		○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2883号	○		
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○		
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

IM250411-3 CSIS250415-5



LINEでマーケット情報が届きます。友達追加はこちらから。